第3期 下川町子ども・子育て支援事業計画について

1 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法(以下「支援法」といいます。)第61条第1項において、市町村は、国が示す基本指針(「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成26年内閣府告示第159号)をいいます。)に即し、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画(以下「市町村支援事業計画」といいます。)を定めるものとされています。

この市町村支援事業計画の中では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることとされています。量の見込みについては、全国斉一的な取扱いとするため、令和6年10月10日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版 ver. 2)について」に基づき算出することとされており、市町村においては、令和2年度を始期とする当該各計画の計画期間の終期が令和6年度であることから、令和7度を始期とする5年間の第3期の市町村支援事業計画を改めて作成する必要があります。

2 下川町における子ども・子育て支援事業計画

- (1)本町においても、令和2年度を始期とする第2期下川町子ども・子育て支援事業計画(以下「第2期計画」といいます。)を策定しています。
- (2) 第3期下川町子ども・子育て支援事業計画(以下「第3期計画」といいます。) は、支援法に基づく市町村支援事業計画だけではなく、次世代育成支援対策推進 法第8条第1項に基づく市町村行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律 第9条第2項に基づく子どもの貧困対策についての計画を盛り込むこととしてい ます。
- (3) <u>第3期計画を策定するに当たり、①第2期計画の実績把握、②上記1の市町村</u> 支援事業計画策定に係る量の見込みの把握及び前号の子どもの貧困対策につい ての計画策定として、就学前児童、小学生及び中学生並びにこれらの保護者に対 するアンケート調査の実施、③量の見込みに対する確保方策などの盛り込みを行 っています。

【第3期計画の主な掲載内容】

- ・計画策定の趣旨、計画の位置付け、関連計画との関係、計画の期間、子ど も・子育て支援制度の概要等
- ・子ども・子育てニーズ調査の結果概要、子どもの生活実態調査の結果概要
- ・第2期計画の実施状況
- 計画の基本的な考え方、施策の展開
- ・児童人口の将来推計、教育・保育の量の見込みと確保方策、地域子ども・ 子育て支援事業の提供、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確 保に関する事項等

■根拠法と本計画の位置付け

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法	子どもの貧困対策の推進に 関する法律
市町村計画	市町村子ども・子育て 支援事業計画 ≪策定義務あり≫	次世代育成支援市町村行動計画 《努力義務》	子どもの貧困対策についての計 画 (市町村計画) 《努力義務》
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育 て中の保護者ニーズに対応 したサービス基盤の整備を めざす事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地 域の子育て支援についての 需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画○「下川町総合計画」の子ども・子育て支援などに係る分野別計画	○子どもの貧困対策に向けた 対策を講じるための市町村 計画 ○「子供の貧困対策に関する 大綱」の趣旨を踏まえた、子 どもの未来を応援するため の計画







第3期下川町子ども・子育て支援事業計画

3 スケジュール (予定を含む)

今後、下川町次世代育成支援推進協議会や社会福祉審議会への説明を経て、令和 7年4月から第3期計画がスタートすることとなります

4 第3期計画期間

令和7年4月から令和12年3月までの5年間です。

計画期間内に内容の変更を必要とする場合は、支援法第61条第7項に基づき、下川町次世代育成支援推進協議会の意見を得た上で変更を行うものとします。

第3期下川町子ども・子育て支援事業計画に関してご意見を募集します

概略は以上のとおりですが、町民の皆さんから第3期子ども・子育て支援事業計画に関して ご意見を募集します。

- 1 募集期間 令和6年12月16日(月)~令和7年1月17日(金)
- 2 提出方法 意見提出用紙により提出してください。

意見提出用紙は、行政情報コーナー(役場、公民館、ハピネス)に備えつけているほか、ホームページからもダウンロードできます。また、住所、氏名、連絡先の記載があれば、任意様式でも受付可(持参提出、郵便、ファクシミリ、電子メールでも提出可)

3 提出先 役場 保健福祉課 子育て支援係

〒098-1206 下川町幸町 40 番地 1 総合福祉センター「ハピネス」内電話 01655-4-3356 FAX 01655-4-2576 行政告知端末 4-3356 e-mail fukushi@town.shimokawa.hokkaido.jp

4 その他 ご意見の要旨は公表いたします。

※ただし、住所、氏名など個人が特定できる情報は公表いたしません。

第3期 下川町子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度~令和11年度)

【案】



令和7年3月 下川町

本計画(案)は、相当量があるため、班回覧には折りこんでいません。本計画(案)をご覧になるには、ご面倒をおかけいたしますが、町ホームページのパブリックコメント募集の欄(「第3期下川町子ども・子育て支援事業計画(案)についてのご意見を募集します。」)を閲覧していただくか、行政情報コーナー(役場、ハピネス、公民館)にて閲覧していただくよう、お願いします。